

ハイライト:

- ・平成31年度税制改正について取り上げます!
- ・協会けんぽの健康保険、介護保険の料率が変わります。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
平成31年度税制改正について	1
協会けんぽの健康保険・介護保険等の料率変更について	2
働き方改革に関して	2

### ご挨拶

春の風が心地よい季節となりました。今から桜の開花が待ち遠しい限りです。第77号では、主に平成31年度税制改正について取り上げました。大きな改正項目はなく期限の延長が主となっています。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。なお、HP上の「お役立ち情報」も日々更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



### 平成31年度税制改正について(法人課税関係)

平成31年度税制改正の中から法人に関係する内容について取り上げます。

#### 設備投資税制措置の期限延長 (^\_^)

中小企業の積極的な設備投資の後押しをするため、現行の措置が2年間期限延長されます。適用期限は平成32年度末(2020年度末)までとなります。なお、中小企業経営強化税制の場合は、取得前に経営強化法による認定が必須であること、中小企業投資促進税制及び商業・サービス業活性化税制には対象業種の指定がありますので、各々適用に当たってはご注意下さい。

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<p><b>【中小企業経営強化税制】</b> 即時償却又は税額控除10% (※7%) <b>⇒延長・強化</b></p> <p>生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p>			
	<p><b>【中小企業投資促進税制】</b> 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) <b>⇒延長</b></p>		<p><b>【商業・サービス業活性化税制】</b> 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) <b>⇒延長</b></p>	

は資本金3千万円超1億円以下の法人に適用。

< 出典: 中小企業庁パンフレット >

## 中小企業の災害に対する事前対策のための設備等に係る税制措置(^\_^)

昨今の自然災害が頻発する中、中小企業が災害への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備に対し、特別償却20%が認められます。

<b>対象者</b>
事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者
<b>対象設備</b>
機械装置(100万円以上)、器具備品(30万円以上)、建物附属設備(60万円以上)

## 中小企業者等の法人税率の特例の延長(^\_^)

法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、現在19%(本則)から15%に軽減されています。引き続き、中小企業者等の経営基盤を強化するため、本税制措置の適用期限を平成33年(2021年)3月31日まで延長となります。

## 研究開発税制の拡充(^\_^)

試験研究費を支出した法人に対して、一定の税額控除が受けられる制度です。現行は法人税額の25%が上限でしたが、一定のベンチャー企業については、法人税額の40%へ引き上げになります。更に、別枠の上乗せ措置として、試験研究費の額が平均売上の10%を超える場合「総額型」の税額控除の上限の上乗せ措置の特例は、税額控除率を最大1.1倍に上乗せ及び税額控除の上限の上乗せ措置に改組した上で、適用期限を平成33年(2021年)3月31日までに開始する事業年度までの適用となります。

ホームページもご覧ください。お役立ち情報を更新しています！  
<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>

## 協会けんぽの健康保険・介護保険等の料率変更について

平成31年度の各都道府県単位の健康保険料率及び介護保険料率が改定され、平成31年3月分(4月納付分)から新料率が適用になります。各都道府県の料率は、全国健康保険協会のHPより、ご確認ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/h31/310213>

なお、健康保険組合に加入されている場合には、各組合へご確認ください。

労災保険料率及び雇用保険料率については据え置き予定です。

子ども・子育て拠出金については料率改定予定です。



## 働き方改革に関して (前号もあわせてご覧ください)

平成31年4月1日以降に10日以上の有給休暇を付与する労働者に対し、そのうち5日間は必ず消化させなければなりません。

また、健康管理の観点から全ての労働者の労働時間の把握を行うことが事業主に義務化されます。管理監督者で残業代の支給対象とならない方にも適用されます。加えて、1ヶ月の残業時間が80時間を超える労働者には個別にその旨通知する義務もあります。

なお、厚生労働省では36協定届を作ることができるツールをインターネット上で公表していますので、こちらもご利用下さい。

[https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support\\_1.html](https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_1.html)

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

### 税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

[nakamura-cpa@tkcnf.or.jp](mailto:nakamura-cpa@tkcnf.or.jp)